



(備考)

① 市は、事務の各段階で必要に応じて社会保険オンラインシステム可搬型窓口装置で照会、確認を行う。

②-a 市民は、各種届出(資格取得届、種別変更届、資格喪失届、任意加入申出、任意喪失申出、付加保険料の納付(該当)・辞退(非該当)の申出、保険料免除理由該当・消滅届、基礎年金番号通知書再交付申請、産前産後免除該当届、(日本年金機構にマイナンバー未収録の市民に限り)氏名・住所変更届、死亡届)を市へ提出する。

②-b 市は、住民記録システムから市民の住民票情報等を取得する。

②-c 市民から各種届出を受理した市は、電子媒体又は紙媒体で日本年金機構へ送付する。

②-d 日本年金機構は、市から送付された各種届書を処理し、処理結果を市へ送付する。市は、処理結果を国民年金システムに取込又は入力する。

②-e 日本年金機構は、届出(又は申請)に基づき、保険料納付書・基礎年金番号通知書・各種届出結果通知書を市民へ送付する。

③-a 市民は、国民年金保険料免除・納付猶予申請書又は国民年金保険料学生納付特例申請書を市へ提出する。

③-b 市は、受理した免除・猶予・学特申請書を日本年金機構へ送付する。

③-c 日本年金機構は、市から送付された免除・猶予・学特申請書について審査し、免除等承認・却下一覧を市へ送付する。

市は、免除等承認・却下結果を国民年金システムに取込又は入力する。

③-d 日本年金機構は、免除等承認・却下通知書を市民へ送付する。

④-a 市民は、年金受給に係る各種請求書及び届出を市へ提出する。

④-b 市は、住民記録システムから市民の住民票情報等を取得する。

④-c 市は、受理した年金受給に係る各種請求書及び届出を日本年金機構へ送付する。

④-d 日本年金機構は、市から送付された各種請求書及び届出について審査を行い、市へ支給決定一覧を送付する。

市は、支給決定結果を国民年金システムに入力する。

④-e 日本年金機構は、支給決定通知書及び年金証書又は不支給決定通知書を市民へ送付する。また、市民が氏名変更した際は、年金証書再発行の案内を送付する。

⑤-a 日本年金機構は、免除・猶予・学特の審査に当たり、マイナンバーの情報連携で取得できない世帯情報、所得情報等について市へ照会する。

⑤-b・⑤-c 市は、照会があった市民の世帯情報及び所得情報等を確認し、日本年金機構へ回答する。